

本市における現状の課題について

課題		【参考】現行施策	
1. ごみの減量	①総ごみ量の減量	環境負荷の低減、ごみ処理経費削減等の観点から、ごみ総排出量の減量が必要である。 (平成 29 年度の 1 人 1 日あたりの総ごみ排出量は、政令指定都市の中で 5 番目に多い)	※②家庭系ごみの減量・③事業系ごみの減量に記載
	②家庭系ごみの減量	現計画の目標を達成できていない。燃やさないごみ及び粗大ごみが横ばい(直近は増加)傾向にあり、減量が必要である。 また、直接搬入ごみも近年増加傾向にあり、運搬時の環境負荷等の観点からも減量が必要である。 そのほか、燃やすごみは減少傾向であるものの、食品ロス削減推進法案及びプラスチック資源循環戦略等といった国の動向、生ごみとごみ排出量の相関関係の観点から、生ごみ及びプラスチック類の減量が必要である。	・マイボトルキャンペーンの実施 ・マイバッグ運動の推進 ・リサイクル品提供事業 ・生ごみ堆肥化活動 ・各種拠点回収の実施 ・集団資源回収の推進
	③事業系ごみの減量	平成 26 年度の新・事業系廃棄物処理ガイドラインの作成により、大幅な減量を達成したが、平成 27 年度以降は可燃ごみ・不燃ごみともに増加傾向である。 可燃ごみは、食品ロス削減推進法案等といった国の動向から、更なる減量が必要である。	・リユース食器普及事業 ・事業系廃棄物処理ガイドラインの普及 ・事業用大規模建築物(排出事業者)への訪問指導 ・20・10・0運動 ・事業用大規模建築物廃棄物管理責任者講習会の開催 ・3R優良事業者認定制度 ・学校給食残さの飼料化・堆肥化
2. 資源化の推進	①家庭系ごみ分別の推進	燃やすごみに、資源化可能な品目(紙類、プラマーク容器包装、布類)が排出されていることから、分別の推進が必要である。	・分別呼称の変更(プラマーク容器包装) ・清掃事務所職員による早朝巡視 ・クリーンにいがた推進員育成事業 ・ごみ・資源組成調査の実施 ・市政さわやかトーク宅配便 ・大学・専門学校での説明会 ・ごみ分別百科事典の配布 ・サイチョプレス発行
	②事業系ごみ分別の推進	事業系可燃ごみに、資源化可能な品目が排出されていることから、分別の推進が必要である。	・新田清掃センター、亀田清掃センターでの展開検査の実施 ・事業系廃棄物処理ガイドラインの普及 ・事業用大規模建築物(排出事業者)への訪問指導 ・ごみ・資源組成調査の実施
	③資源物回収の認知度向上	現計画の目標を達成できていないことから、資源物回収の認知度向上が必要である。	・各種拠点回収の実施 ・集団資源回収の推進 ・処理施設での古紙類搬入規制の徹底
3. 意識啓発の推進	①情報提供の充実	ごみの減量、資源化の推進には意識啓発の推進が必要である。効果的な広報手段を検討・情報提供の充実が必要である。	・サイチョプレスの発行 ・ごみ分別アプリの配信 ・ごみ収集カレンダーの全戸配布 ・ごみ分別百科事典の配布
	②環境教育の充実	市民意識アンケート調査結果では、学生や若者における分別意識が低いことがうかがわれるため、子どもや若者等、対象とする世代に応じた環境教育を充実させる必要がある。	・社会科副読本の作成・配布 ・エコプラザでの体験講座 ・出前講座・出前授業の実施 ・市政さわやかトーク宅配便 ・ナジラテ屋(イベント出展)での啓発 ・大学・専門学校での説明会 ・生ごみ減量講座、エコライフ講座
4. 市民に対する支援	①高齢化社会への対応	現在のコミュニティ支援型のごみ出し支援事業は、支援者も高齢者であるという現状から、現制度はもとより、持続可能な制度のあり方を検討していく必要がある。	・ごみ出し支援事業の制度周知及び実施
	②支援が必要な人への対応	現在、乳幼児を養育する世帯、紙おむつ券が支給されている世帯、生活保護受給世帯及び在宅医療を行う方の経済的負担軽減の目的で、家庭ごみ指定袋を支給しているが、社会情勢などを注視しながら、支援が必要な方への支援体制を整えていく必要がある。	・家庭ごみ指定袋支給 ・災害ごみの処理手数料免除
	③外国人への対応	国際社会となる中で、外国人への啓発が必要であるが、言語や習慣の違いから、適切に周知できるかが課題である。	・ごみの分け方・出し方の外国語版の作成(英語・中国語・韓国語・ロシア語) ・大学・専門学校での説明会の実施

		課題	【参考】現行施策
5. 環境美化・きれいなまちづくり	①地域の美化活動	<p>市民意識アンケート調査結果では、地域一斉清掃等へ「参加したことがない」の回答が半数を超えていることから、一人ひとりへの環境美化意識の醸成を図る必要がある。</p> <p>また、地域の環境美化活動を支援する地域清掃活動費等補助金の活用を促す一方、ふさわしい支援の水準や対象について検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域一斉清掃やボランティア清掃の定期的な実施及び市民参加の推進 ・自治会等による自主的な美化活動の推進 ・ボランティア清掃ガイドブックの配布 ・ボランティア清掃による臨時ごみの回収 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積場設置補助 ・小動物の死体の回収
	②ばい捨ての抑止	<p>各地での清掃活動を通じたばい捨て防止・ごみマナーの向上への取り組みや、ばい捨て多発地点を中心としたパトロールなどを日々行っているが、限られた人員での実施体制となっているため、広域かつきめ細かなパトロールに至っていないことが課題である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい捨て等行為への地域と連携した指導・啓発強化 ・ばい捨て条例に基づくパトロール
	③違反ごみ対策	<p>ごみ出しに際し、適切な知識の集積とモラルの啓発が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンにいがた推進員育成事業 ・清掃事務所職員による定期パトロール <ul style="list-style-type: none"> ・大学・専門学校での説明会
	④持ち去り行為の禁止	<p>パトロール等の取り組みの成果から、近年は発生していないが、継続して実施する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積場への持ち去り禁止看板の設置 ・清掃事務所職員による定期パトロール
6. ごみ処理体制及びコストの最適化	①収集体制の検討	<p>現行の収集体制は、燃やすごみの収集回数が他政令市と比較して多いことから、収集運搬業務に係る経費が高額となっている。</p> <p>ごみ処理施設の整理・統廃合と併せて、現在の収集体制のあり方を検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的かつ効率的な家庭ごみの収集運搬 ・処理施設の統廃合による搬入先の変更 ・新ごみ減量制度（10種13分別） ・燃やすごみの収集回数：週3回
	②ごみ処理施設の整理・統廃合	<p>施設の老朽化、今後のごみ量減少を踏まえ、安定かつ効率的な処理体制を構築するため、施設の更新と統廃合を検討する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量、施設の老朽化に伴う施設の統廃合
	③ごみ処理手数料制度の効果的な運用	<p>ごみを自己搬入する際の手数料は、事業系は処理原価相当とし、家庭系はその半額程度の水準で設定しているが、3年ごとに処理原価に基づき手数料を見直す。（清掃審議会諮問事項）</p> <p>家庭系ごみ指定袋収入は、市民還元事業として活用しているが、有料化から10年経過していることから、今後の方向性について検討する必要がある。（清掃審議会諮問事項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理手数料 ・市民還元事業
7. 廃棄物エネルギーによる低炭素化	①廃棄物発電効率の向上	<p>廃棄物焼却施設では高効率な発電が可能であることから、新施設の計画においてもエネルギー生産の最大化を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センターで発電した電力を公共施設への供給
	②廃棄物発電の活用による地域の低炭素化	<p>また、二酸化炭素排出量が少ない廃棄物発電を市施設で使うことにより、地域の低炭素化を図る必要がある。（電力の地産地消の検討）</p>	
8. 大規模災害に備えた体制整備	①災害廃棄物処理計画に基づく体制整備	<p>災害時に必要となる体制や処理能力等は、災害廃棄物処理計画で明らかにしている。</p> <p>今後、実行性を高める必要があり、仮置場候補地の選定や関係団体等との協定の締結等を進めていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画策定 ・ごみ収集運搬委託業者と災害時における収集運搬に関する協定の締結 ・仮設トイレのレンタル業者と協定の締結
	②災害に強い処理施設の整備	<p>現在の施設は、大規模災害時の運転は想定していないが、新施設整備においては、災害時にも施設を稼働し、ごみ処理を継続するとともに、焼却による発電や給湯を活用した避難所機能の検討を行う必要がある。</p>	